

せいり ばんごう 整理番号	8-1-1	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぶん 分類	びょうき 病気		
こう ぐく 項目	びょうき 病気やけがをしたとき		
ない よう 内容	ちりょう う けんり 治療を受ける権利		

1 想定される質問の背景

- 日本の医療のしくみが判らない。
- 病院に行きたいが、健康保険に加入していないなど、費用の面で不安がある。

2 基本的な質問と回答

相談者 お金がないとお医者さんに診てもらえないのですか？

回答者 医師法第19条には正当な事由なく診察を拒んではならないとされており、所持金の有無で診療が拒まれることはありません。病院のケースワーカーとよく相談してください。

相談者 少しでも値段の安い薬を使うようお医者さんに相談に乗ってもらえますか？

回答者 ジェネリック医薬品を利用したいと相談してみてください。

相談者 外国語の通じる病院か通訳を紹介してください。

回答者 ⇒ 外国語対応の可能な病院 8-1-4へ

⇒ 医療通訳(MICかながわ) 8-1-7へ

相談者 健康保険に加入していないのですが相談できる場所はありますか？

回答者 ⇒ 港町診療所等 8-1-6へ

3 派生する質問と回答

相談者 日本の医療のしくみを教えてください。

回答者 ⇒ かかりつけ医と大きな病院 8-1-2へ

相談者 外国語による問診表はありますか？

回答者 多言語で翻訳した問診票が、財団法人神奈川県国際交流協会のホームページ
(<http://www.k-i-a.or.jp/medical/index.html>)で公開されています。

相談者 日本の医療保険のしくみを教えてください。

回答者 ⇒ 医療費と公的医療保険 8-4-1へ

4 基礎知識

医師法第19条第1項

診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)

特許期間が切れたことにより、どのメーカーでも同じ成分と同じ効果で作れるようになったお薬のと
とで、価格は新薬の2~8割に設定されています。